

# 第1章 快適で安全な生活環境の街

## 第1節 自然環境の保全

### 第1 自然環境

#### 現況と課題

青梅市は、秩父多摩甲斐国立公園に属する西部の山地から丘陵地を経て東部の扇状地へとつながる地形で、市域の約63%をスギ、ヒノキの人工林を中心とした森林が占め、中央部を多摩川、北部を黒沢川と成木川が流れ、市街地には崖線緑地、平地林が分布するなど自然環境が豊かなまちです。平成13(2001)年の市政総合世論調査によると、市民の7割が「今後も住み続けたい」としており、そのうち8割の人が「自然環境がよい」ことを理由に挙げています。

しかし、都市化の進展などにより身近な自然環境は大きく変わってきており、山地、崖線緑地、平地林の保全、河川の水質保全などとともに、豊かな自然とふれあい、学ぶ機会や場を提供することが求められています。

森林については、林業経営を取り巻く環境は厳しく、荒廃が目立つようになっています。国土保全や水源かん養など、森林の多面的な機能の発揮に向けた森林政策への転換が求められています。市民や来訪者一人ひとりが森林保全に対する関心を高めていくとともに、長期的な展望に立ち、森林のもつ多面的な機能の発揮に向けた適正な森林整備を進めていくことが課題となっており、国や東京都の環境林施策と連携して森林整備を図っていく必要があります。

また、森林交付税など、みんなの力で緑豊かな森林を守っていくための財源の確保も緊急課題となっています。

#### 基本方針

豊かな自然を将来に継承していくために、自然環境の保全・回復を図るとともに、自然を体験しふれあう場づくりを進めます。

森林の多面的な機能の発揮に向けて、青梅市森林整備計画にもとづく森林整備を図るとともに、森林ボランティアなどによる市民参加型の森林づくりを推進し、22世紀を展望した長期的な森づくりを進めます。

#### まちづくりの指標

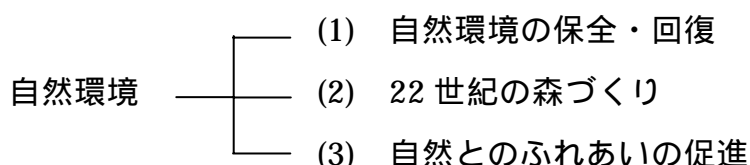
指標名	現状(平成14年度)	目標(平成19年度)
森林再生事業による間伐の促進	約100ha	約600ha

平成 14 年スタートの間伐補助事業で、毎年 100 h a を間伐し森林再生を図ります。

指標名	現状（平成13年度）	目標（平成19年度）
市内森林の広葉樹化	1,297 h a	1,310 h a

広葉樹造林補助事業により毎年 2 h a を広葉樹化し、森林の公益機能を高めます。

## 施策体系



## 基本施策

### (1) 自然環境の保全・回復

「環境基本条例」、「環境基本計画」などにもとづき、市民、事業者、行政が連携し、自然環境の保全に向けた総合的な取組を進めます。

自然環境保全ゾーンの採石場跡地については、自然環境への復元を基本とします。

崖線緑地や平地林など、市街地における緑地の保全を図ります。

河川の水質保全に向けて、公共下水道の整備、水洗化の促進、ごみの持帰り指導、多摩川 1 万人の清掃大会をはじめとする地域における河川清掃活動の充実を図ります。

### (2) 22 世紀の森づくり

林業後継者の確保、森林組合の育成を促進するとともに、森林ボランティアなどの協力を得ながら、尾根筋や住宅地周辺の里山の森林等に、公益的機能の発揮能力が高い広葉樹の植栽を推進するなど、人工林や里山の適正な管理に努めます。

荒廃が懸念されているスギ、ヒノキの人工林について、間伐など適正な森林施業の実施を支援し、健全な森林を再生することにより、森林の保有している公益的機能の回復に努めます。

市民や都民の体験学習の場として、自然観察やレクリエーション、林業体験機会の提供などを図ります。

### (3) 自然とのふれあいの促進

自然観察、ピオトープ<sup>(注)</sup>づくり、ホテルの舞う環境づくり、農林業体験などを通じた自然体験学習、環境教育を推進します。

注) ピオトープ：水辺や草地などで構成される野生生物の生息空間

公園・緑地の整備を進めるとともに、水辺の楽校整備の要請やカヌ

一、釣りなど多摩川と親しむ機会づくりを図ります。

健康の道や岸辺の散策路の整備に努めるとともに、ウォーキングやサイクリングなどのイベントを検討します。

#### 事業計画

事業名	事業概要
造林推進事業	広葉樹等の植林補助 毎年 約 2 h a
森林ボランティア育成事業	森林ボランティア育成 隔年で 20 人～30 人募集（育成期間 2 年）
森林再生事業	間伐施業の補助 毎年約 100 h a
環境基本計画の策定	第 1 章第 2 節「第 9 環境保全」を参照
市街地における樹林地保全	第 1 章第 2 節「第 3 公園・緑地」を参照
下水道（汚水）の整備	第 1 章第 2 節「第 6 下水道」を参照
体験学習の充実	第 2 章第 1 節「第 2 学校教育」を参照
多摩川親水施設の整備	第 1 章第 2 節「第 4 河川等」を参照

## 第2節 生活環境の整備

### 第1 都市景観

#### 現況と課題

本市は、秩父多摩甲斐国立公園の一角を担う御岳山・高水山などの山々を背景として多摩川が東西に流れ、まちを囲む緑豊かな丘陵や市街地の崖線の雑木林など、豊かな自然景観に恵まれています。

また、「石灰」(いしばい)や「青梅材」、「青梅縞」などの地場製品の生産や取引の要衝として賑わった面影をしのばせる商家をはじめ、社寺、駅舎、織物工場などの建築物、橋やトンネル、石積みなどの土木遺産、青梅宿の情緒が残る街並みが存在するなど、歴史、文化資源にも恵まれ多くの人に親しまれています。

しかし、近年、都市化が進み、高層建築物の建設や、無秩序な広告看板の増加など、街並み景観は大きく変化しており、景観に対する市民意識の高まりが見られます。

まちの景観は、住む人の暮らしぶりや、地域の文化を表します。美しい景観を持つまちづくりは、住む人の感性を磨き、まちへの愛情や誇りを育み、心を豊かにするなど、快適で活気ある都市の基盤として重要です。

#### 基本方針

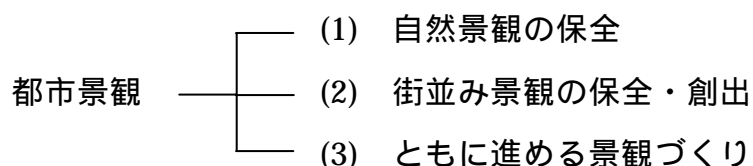
美しく優れた景観づくりを計画的に進めていくために「景観まちづくり基本方針」の策定と「風景条例(仮称)」を制定し、景観行政を推進するための体制を確立するとともに、青梅ならではの美しい街並み景観づくりに向けて、市民、事業者、行政が連携した市民参加による景観まちづくりを推進します。

また、公共空間の整備においては、景観に配慮した先導的な取組を進め、まちの良好な景観づくりを進めます。

#### まちづくりの指標

指標名	現状(平成14年度)	目標(平成19年度)
電線類地中化の推進	約1,350m	約2,610m

都市景観の観点からだけでなく、歩行者空間の確保や防災面での役割からも市道と都道の電線類地中化を図ります。



---

## 基本施策

### (1) 自然景観の保全

「景観まちづくり基本方針」、「風景条例（仮称）」にもとづき、市民、事業者、行政が連携し、市民生活に潤いを与える崖線緑地、市街地から視界に入る丘陵の緑地など、自然景観の保全を図ります。

住宅地などの各種開発に当たっては、自然景観に配慮した整備を促進するとともに、河川の整備は、周辺環境に配慮した工法を採用します。

農家、ボランティアなどの協力により、平地林や里山の保全などを進めるとともに、森林や樹園地などの自然環境・景観の保全に向けて市民・都民に呼び掛け、「市民・緑のトラスト基金（仮称）」の設立を目指します。

名木、古木、史跡の緑など、歴史的な自然景観の保全を図ります。

### (2) 街並み景観の保全・創出

「景観まちづくり基本方針」の策定とともに、「風景条例（仮称）」の制定を進めます。また、重点的に景観形成を図っていく地域（「景観形成重点地区」）については、地域住民の理解と協力のもと「景観整備計画」を策定し、積極的な修景整備を進めます。

電線類の地中化、道路植樹ます、公園、公共施設等の緑化を推進し、安全で美しい道路空間の形成を図ります。また、無許可看板を規制・指導するとともに、市民や事業者の理解に努めます。

景観形成やデザインに関する学識者による「まちづくり・デザイン専門家会議（仮称）」を設置し、専門的立場から景観形成の方針や公共事業の計画・実施について助言を受けます。また、地域へのアドバイザーの派遣、指導などを通じた技術的支援を行います。

公共建築物などの建設に当たっては、周囲の街並みや自然と調和した色彩・デザインを取り入れるとともに、青梅材の使用を推奨します。また、都市景観に大きな影響を与える大規模な民間建築物等については、周辺の景観との調和を誘導します。

地域の景観形成に重要な建造物などの保存を進めるとともに、住民や事業者の協力を得ながら歴史・文化を生かした街並みの形

成に努めます。また、分かりやすい表示とデザインに配慮したサイン（案内板など）整備を進め、美しいまちづくりに努めます。

(3) とともに進める景観づくり

市民と連携した景観づくりに向け、景観形成に重要な事項について審議するため景観審議会の設置を進めます。

生け垣の設置、ガーデニングの奨励、石積みの保全、空き地の適正な管理など、市民・事業者と行政が一体となった清潔で美しいまちづくりを進めます。

地区住民の発意による景観形成の推進に向けて、地区計画や景観まちづくり協定などの導入を図ります。また、「青梅市宅地開発等指導要綱」をもとに、技術基準に関する条例化を進め、自然や既存の街並みと調和した開発を促進します。

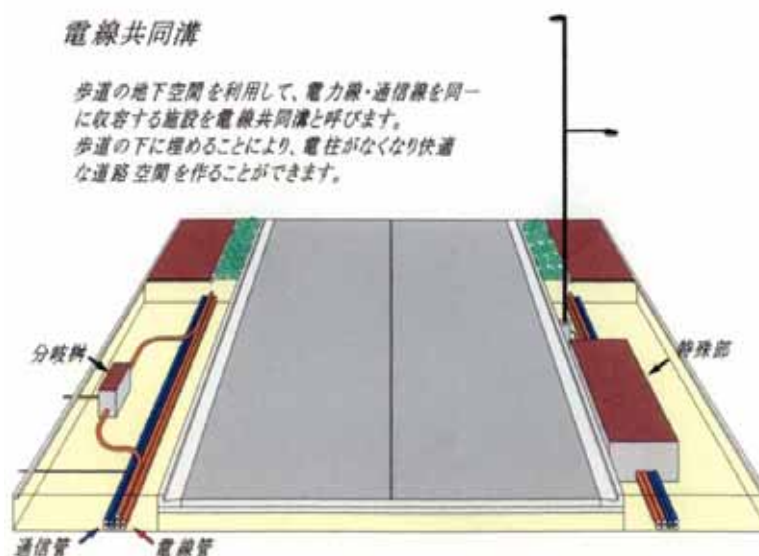
優れた都市景観の形成に貢献している建造物等や市民の取組を積極的に評価する表彰制度を創設し、景観形成にかかる市民意識の高揚を図ります。

子どもたちも含めた幅広い世代が地域の景観への関心を深めるため、作文や絵画などの景観コンクール、「青梅百景」、「地域十景」の募集・選定に取り組みます。

「広報おうめ」や市のホームページにおいて、景観に関する積極的な情報提供を図ります。また、広く市民の意識高揚を図るため、シンポジウムや地区座談会の開催などに取り組みます。

## 事業計画

事業名	事業概要
景観まちづくり計画事業	景観まちづくり基本方針の策定 景観条例（仮称）の制定 景観審議会の設置 重点地区景観整備計画の策定 地区計画等の導入
道路占用（無許可看板等）適正化	現地調査、道路占用申請の指導等
道路修景事業	電線類地中化 ・幹 5 号線 160m ・幹 19 号線 330m
宅地開発等指導要綱の改正	技術基準の条例化
生け垣設置の助成	第 1 章第 2 節「第 3 公園・緑地」を参照
市街地における樹林地の保全	第 1 章第 2 節「第 3 公園・緑地」を参照
旧稲葉家住宅整備事業	第 2 章第 2 節「第 1 文化・芸術」を参照
釜の淵緑地の整備	第 1 章第 2 節「第 3 公園・緑地」を参照
大塚山いこいの森の整備	第 1 章第 2 節「第 3 公園・緑地」を参照
緑の普及啓発事業	第 1 章第 2 節「第 3 公園・緑地」を参照
青梅商店街施設整備事業	第 4 章第 5 節「第 1 商業」を参照
市民が選んだ観光景観選考事業	第 4 章第 5 節「第 2 観光」を参照





## 第2 住宅

### 現況と課題

本市は、職住近接型の都市であり、761.75ha(市街化区域面積の約35%)は、土地区画整理事業による良好な住宅地を形成しています。また、近年は、崖線の斜面緑地などに高層建築物の建設が進むとともに、永山北部丘陵では宅地開発が計画されています。

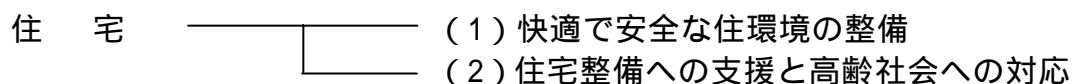
市営住宅は、761戸を管理していますが、昭和20年代後半から30年代前半に建築した木造住宅が30戸あるほか、非木造住宅のうち486戸についても老朽化が進んでいます。

自然環境に配慮した良質な住宅・住宅地開発の促進が求められるとともに、老朽化した市営住宅への対応、高齢者仕様の住宅の普及促進などが課題となっています。

### 基本方針

快適な居住空間と定住人口の確保に向けて、「住宅マスタープラン」にもとづき、多様な生活価値観に対応した住宅・住宅地の整備・充実を図ります。

### 施策体系



### 基本施策

#### (1) 快適で安全な住環境の整備

「住宅マスタープラン」の見直しを行い、良好な民間住宅の誘導、高齢化に備えた住宅づくりや改修を促進し、総合的・計画的な住宅対策を進めます。

「宅地開発等指導要綱」にもとづき、良好な住宅地の整備を誘導します。

「公営住宅ストック総合活用計画」にもとづき市営住宅の維持・修繕を実施するとともに、居住者の理解を得ながら、木造市営住宅の解体を進めます。

生活道路、公園、広場の充実・整備、下水道の整備など、市街地の居住環境の向上を図ります。

都営住宅の充実・整備を東京都に働き掛けます。

(2) 住宅整備への支援と高齢社会への対応

住宅に関する総合的な情報提供、相談を行う体制づくりを進め、マンション建替え円滑化法などへの対応を図ります。

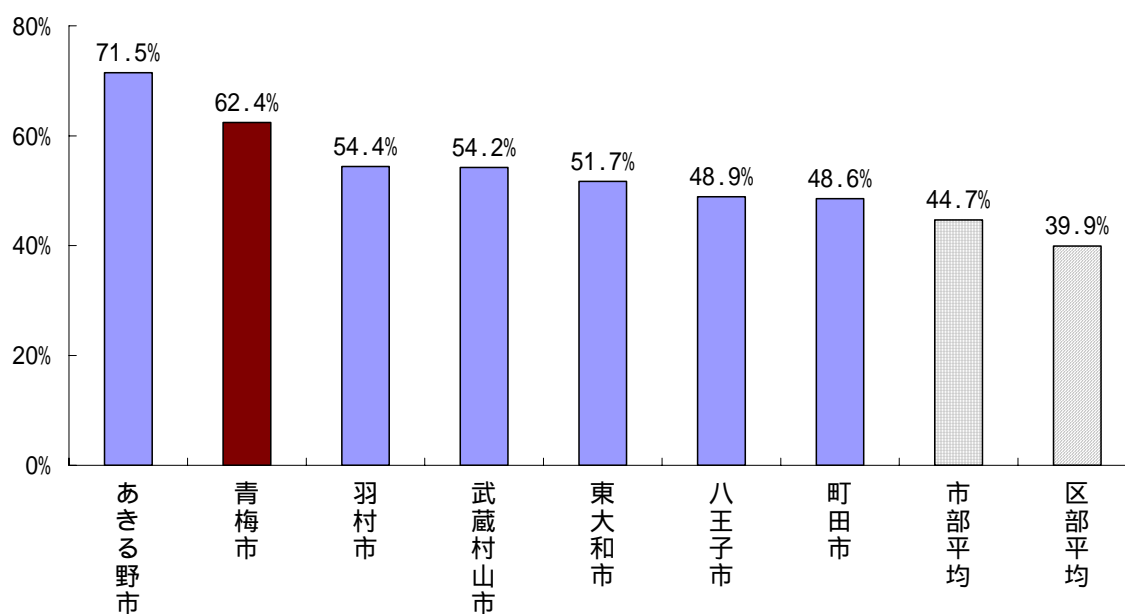
高齢者や障害者が自立して、安全に日常生活を送ることができる住まいづくりを促進するため、保健・医療・福祉部門や建築関係業種などとの連携を図り、バリアフリー化リフォームへの相談体制を充実します。

住宅関連資金の融資制度について、広く市民に情報提供を行い、利用の促進を図ります。

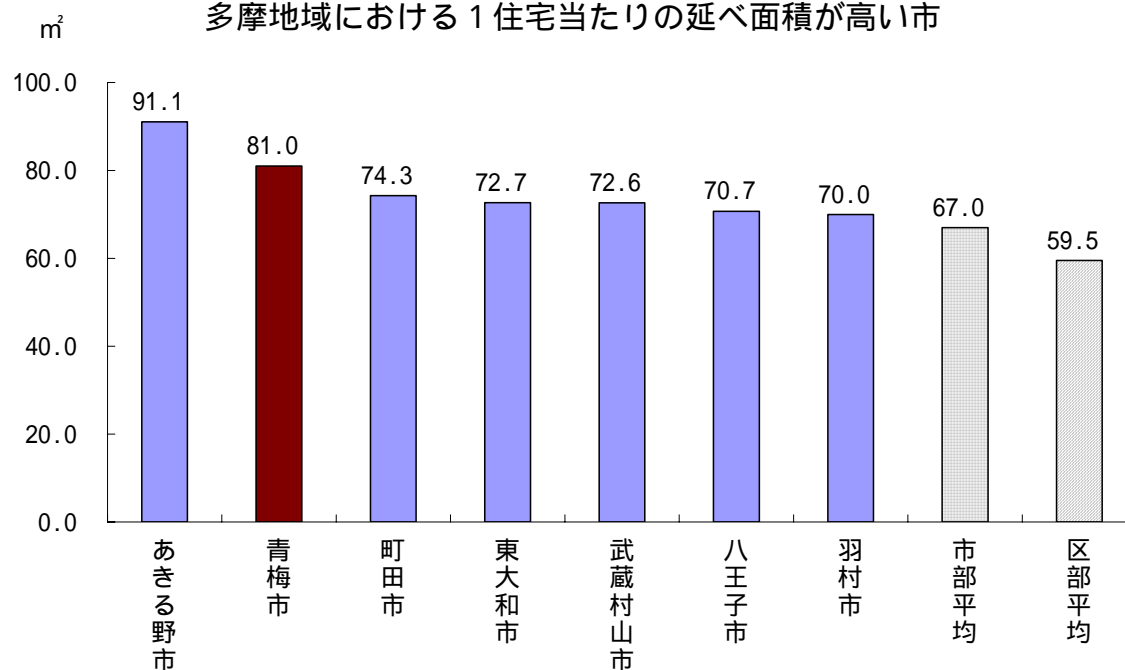
事業計画

事業名	事業概要
市営住宅施設の改修	既存住宅の維持補修
住宅マスタープランの改訂	住宅マスタープランを見直し、市における住宅施策の役割やあり方を検討する。

### 多摩地域における持ち家率が高い市



### 多摩地域における1住宅当たりの延べ面積が高い市



資料：「住宅・土地統計調査（平成10年）」

### 第3 公園・緑地

#### 現況と課題

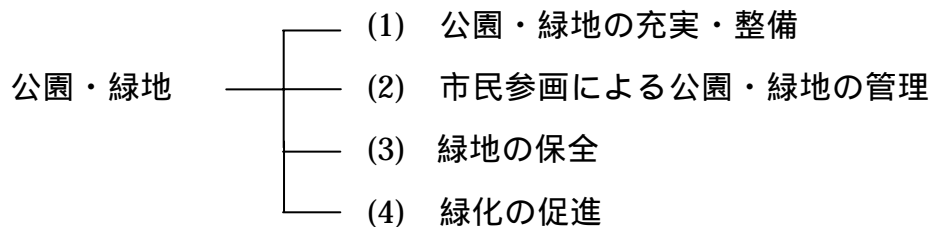
永山公園、釜の淵公園、花の名所である梅の公園や吹上しょうぶ公園などは、市民のみならず、多くの観光客が訪れる観光資源となっています。平成13(2001)年現在、都市公園は79か所、57.8haあり、都市公園以外の公園を合わせると、市民一人当たりの公園面積は5.87m<sup>2</sup>で、東京都全体では、5.39m<sup>2</sup>となっています。また、多摩川沿いには崖線緑地が広がり、市街地には平地林などの緑地が点在し、市街地に接する丘陵地には里山が控え、人々に潤いや安らぎを与えています。

都市化や高齢化が進むなかで、公園、広場、緑地の持つ役割は更に重要性を増し、公園、広場の充実、緑地の保全、緑化の促進などが求められます。

#### 基本方針

潤いのある生活環境の形成、防災面で重要な空地の確保に向けて、公園・緑地、広場の充実・整備、崖線緑地や平地林の保全を図るとともに、市民、事業者による緑化を促進します。

#### 施策体系



#### 基本施策

##### (1) 公園・緑地の充実・整備

「緑の基本計画」の見直しを進め、総合的・計画的な公園や緑地の充実・整備を図ります。

子どもたちの身近な遊び場、親同士や高齢者の交流の場として、街区公園や児童遊園などの身近な公園の充実を図ります。

永山公園整備計画の見直し、散策路、休憩地の整備などを進めます。

多摩川親水施設の整備を促進し、市民が川とふれあう機会づくりを進めます。

霞川調節池の上部利用については、市民の意向を把握するとともに都とも連携を図りながら、公園や広場としての整備を進めます。

段差の解消や「だれでもトイレ」の設置などにより、すべての人が

公園を安全で快適に利用できるよう施設の改善を図ります。

吹上しょうぶ公園は、ハナショウブのほか、春から秋へと季節の花が楽しめるような公園の整備と施設の充実を図ります。

震災時などの防災拠点として、防災水利の整備など、公園の防災機能を高めます。

公園台帳・図面管理についてはOAを活用し、効率的管理を進めます。

## (2) 市民参画による公園・緑地の管理

市有地等を活用した市民参画による公園の整備と管理を検討します。

吹上しょうぶ公園と梅の公園は、ガイドボランティアの充実に努めます。

公園遊具の安全点検にもとづく更新整備を進めるとともに、ボランティアの協力を得ながら、市民による公園管理を目指します。

## (3) 緑地の保全

崖線緑地、平地林など、市街地内の緑地については、既存の保全制度の活用とともに「青梅市緑地保全条例(仮称)」を制定し、樹林地の保全を図ります。

## (4) 緑化の促進

公園、道路、その他の公共公益施設や事業所、住宅などの民有地緑化、ブロック塀の生け垣化などを促進するとともに生け垣維持への助成策を検討し、安全で潤いのあるまちづくりを進めます。

緑地ボランティア活動、緑の普及啓発事業、「広報おうめ」、ホームページなどを通じて、市民の緑化意識の向上に努めます。

## 事業計画

事業名	事業概要
釜の淵緑地の整備	柳淵橋の改修
永山公園の整備	園路・園路排水施設整備、樹木間伐
大塚山いこいの森の整備	落葉広葉樹への転換、園路整備
公園トイレのバリアフリー化	釜の淵公園のトイレを更新しバリアフリー化する。
ボランティアによる公園・緑地の管理	公園・緑地の一部管理をボランティアにより行い、緑に関する意識の向上を図る。
緑の基本計画の改訂	総合長期計画・都市計画マスタープランに合わせた見直し
緑の普及啓発事業	手作り生け垣教室、ガーデニング教室等を実施
生け垣助成	生け垣設置・ブロック塀撤去の助成により緑化推進を図る。
市民参画による公園づくり	体験作業をとおして課題を整理していく方式（ワークショップ）などを利用した市民参画による公園づくり
市街地における樹林地の保全	樹林地保全制度の条例制定により樹林地の保全を図る。
多摩川親水施設の整備	第1章第2節「第4河川等」を参照
梅の公園整備	第4章第5節「第2観光」を参照

## 第4 河川等

### 現況と課題

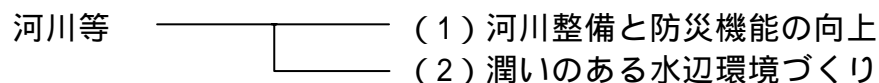
本市の河川は、多摩川水系（多摩川、大荷田川、鳶巣川など）と荒川水系（黒沢川、成木川、霞川など）に分かれ、市中央部を分水界に、市内を源流とする河川も多くあります。多摩川は、昭和40年代までは水質汚濁が進んでいましたが、下水道の整備により、水質の保全が図られてきており、流域30市区町村で構成する多摩川流域協議会、市民、各種団体等による多摩川流域懇談会が結成され、川づくりにかかわるパートナーシップの構築が図られています。

国、都など関係機関との連携を図り、防災機能の向上とともに、環境保全、親水性の向上を図ることが求められています。

### 基本方針

河川の水質汚濁の防止と防災機能の向上を図り、清らかで安全な河川づくりを進めるとともに、潤いのある水辺環境の整備を促進します。

### 施策体系



### 基本施策

#### (1) 河川整備と防災機能の向上

準用河川や普通河川の実態調査を実施しながら、防災機能や生態系に配慮した工法の選択、水質の保全などを計画的に推進します。

地方分権一括法の施行に伴う国有財産特別措置法の一部改正により、国から譲与を受けた水路等の適正な管理を推進します。

自然環境に配慮しながら、河川の治水機能向上のための整備を促進します。

霞川は、都市計画河川として、豊かな水辺環境の復元をめざし、改修計画にもとづき、自然に配慮し、親水性のある整備を東京都へ要望します。

成木川、黒沢川などは、危険箇所の改修促進とともに、自然環境や親水性に配慮した整備を東京都へ要望します。また、下水道計画による整備を進め自然環境を守ります。

(2) 潤いのある水辺環境づくり

公共下水道の整備を推進するとともに、「広報おうめ」による啓発活動、ごみのポイ捨て防止、バーベキューの利用規制、生活排水や事業所排水の浄化、肥料・農薬の適正使用などにより、河川の水質汚濁の防止を図り、河川の浄化に努めます。

河川環境の保全などに関わるNPOやボランティアへの支援と、活動の促進を図ります。

渓流カヌーや渓流釣りのメッカとして、水辺のスポーツの振興を図るとともに、水辺に親しむ施設整備により河川の親水機能の向上を図ります。

事業計画

事業名	事業概要
河川管理台帳整備事業	河川占用物現地調査・管理システム導入
河川改修	山沢堀改修工事 300m
多摩川親水施設の整備	市民球技場西側に整備、駐車場・トイレ・水洗い場等
釜の淵緑地の整備	第1章第2節「第3公園・緑地」を参照
雨水対策施設整備	第1章第2節「第6下水道」を参照
下水道（汚水）整備	第1章第2節「第6下水道」を参照



## 第5 上水道

### 現況と課題

平成13年度末現在、上水道の給水戸数は56,017戸で、普及率は99.9%です。塩化ビニル管や無ライニング管<sup>(注)</sup>の取替え、耐震性の強化などを進めていますが、浄水施設などが老朽化しています。一人当たり一日平均配水量は341.9リットルで、ほぼ横ばいに推移していますが、人口の増加や生活様式の変化などにより、今後、配水量の増加が予想されます。

引き続き、水質の安全性とおいしい水の安定供給を確保するとともに上水道施設の整備による水資源の有効利用、未給水地区解消などが求められています。

注) 無ライニング管：腐食・摩耗などを防ぐ材料で管の内側をライニング(裏張り)していない管

### 基本方針

安全でおいしい水の供給および安定給水を確保するため、上水道施設の計画的な整備、水質管理などを推進するとともに、水資源の効率的な利用を図ります。

### まちづくりの指標

指標名	現状(平成14年度)	目標(平成19年度)
有収率	88.8% (都全体91.3%)	向上

有収率とは、配水した水のうち、料金の対象となった水の割合で、数値が高いほど配水管からの漏水などが少ないとされます。

### 施策体系

上水道 ————— (1) 安定した水の供給

### 基本施策

#### (1) 安定した水の供給

未給水地区の解消に向けて配水管の整備を進めるとともに、老朽化している施設の改修に努めます。

塩化ビニル管や無ライニング管の取替えなどを計画的に推進し、有収率の向上を図ります。

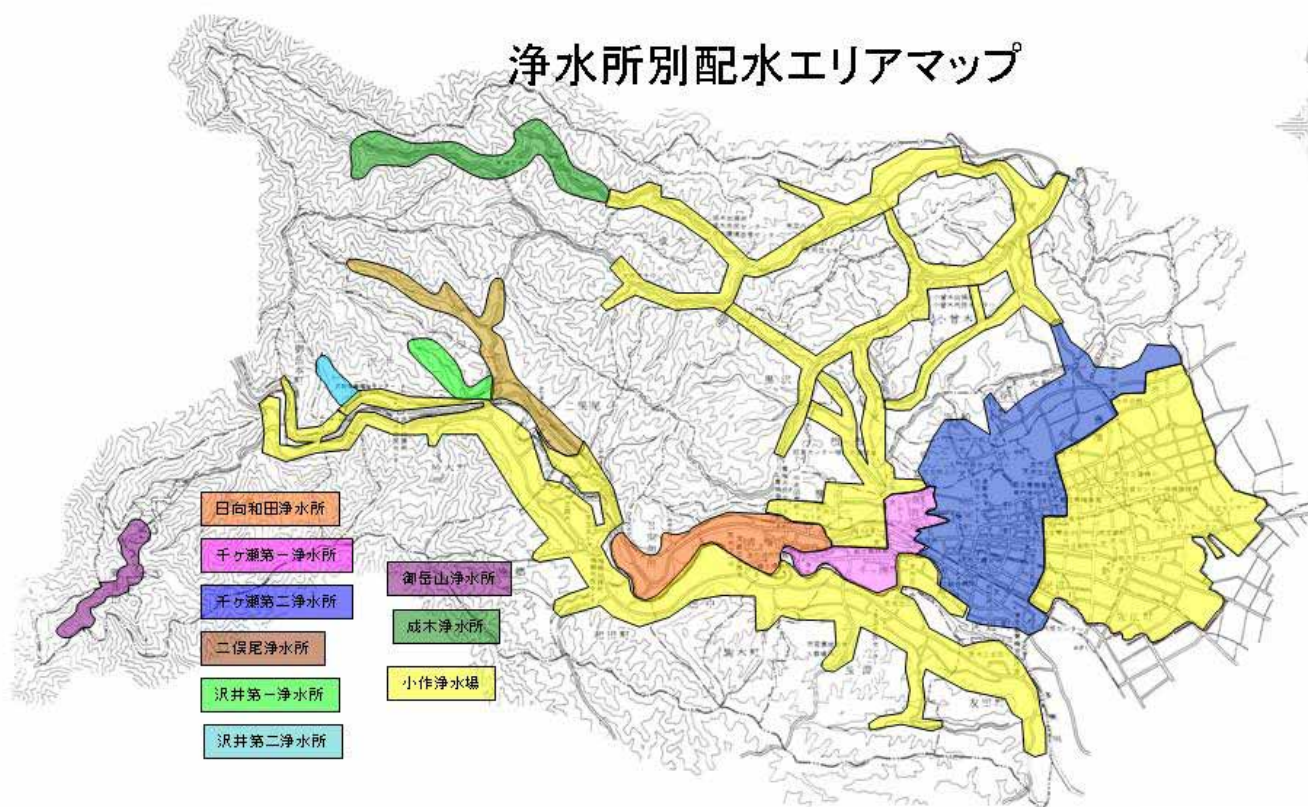
浄水所の浄水方法について、さらに安全で確実なものにするために、順次膜ろ過方式<sup>(注)</sup>の導入を促進します。

注) 膜ろ過方式：沈殿池を使わずに、膜の微細な孔に原水を通過させるろ過方式で、細菌やウイルスなどを完全に除去できる。

水道月間行事の水道なんでも相談、生涯学習の場、「広報おうめ」を活用し、水資源の大切さや節水方法などの啓発を図ります。

### 事業計画

事業名	事業概要
配水管布設替事業	塩化ビニル管や無ライニング管の取替えなど延長 10,300m
配水管新設事業	配水管新設延長 37,160m、消火栓設置 124 基
施設の老朽化に伴う整備事業	吹上増圧ポンプ所発電機設置、成木 7 丁目, 8 丁目増圧ポンプ所新設、新町配水所電気設備改修、千ヶ瀬第二浄水所発電機取替、城山系送水連絡弁自動化、千ヶ瀬第 1 浄水所発電機補修など
膜ろ過方式導入	御岳山、日向和田浄水所の浄水方法を膜ろ過方式とする。



## 第6 下水道

### 現況と課題

本市の公共下水道は、多摩川上流流域関連公共下水道（分流式）として昭和47年度に事業着手しています。

汚水事業については、多摩川上流処理区2,119haを事業区域として整備を進め、平成13年度末現在、約2,009haが完了し、事業進捗率は約94.8%となっています。今後、小曾木・成木事業区域については、多摩川上流処理区へ編入し、第3期事業区域（二俣尾5丁目、沢井・御岳地区の一部）や御岳山区域とともに多摩川上流処理区として整備する必要があります。

市全域の水洗化に向けて、地元住民の意向を把握しながら、負担の公平性を考慮した公共下水道の整備が求められています。

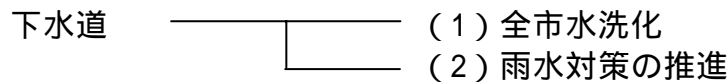
また、施設の適正な維持管理、水洗化の促進が課題です。

雨水事業については、東京都の多摩川上流流域下水道雨水幹線の整備に併せた公共下水道の雨水整備をはじめ、雨水対策の推進が課題です。

### 基本方針

河川や水路の水質の浄化と快適な居住環境の確保に向けて、公共下水道の整備、水洗化の促進などを図るとともに、雨水対策を推進します。

### 施策体系



### 基本施策

#### (1) 全市水洗化

小曾木・成木事業区域の公共下水道は、地域のまちづくりとの整合を図り、住民の理解を得ながら、多摩川上流処理区へ編入し、整備を推進します。

第3期事業区域は、多摩川上流処理区として整備を推進します。

第1期、2期区域の未整備箇所の解消に努めます。

中継ポンプ場の施設改修を推進し、管きよなど下水道施設の適正な維持管理を行います。

水洗便所改造資金貸付事業の周知等により、水洗化率の向上を図ります。

#### (2) 雨水対策の推進

多摩川上流流域下水道雨水幹線の整備に併せて、東部地区の雨水管

きよを整備し、<sup>いっすい</sup>溢水の解消を進めます。

雨水浸透施設等助成制度を設け、雨水浸透ますの普及による、地下水のかん養と治水効果を図ります。

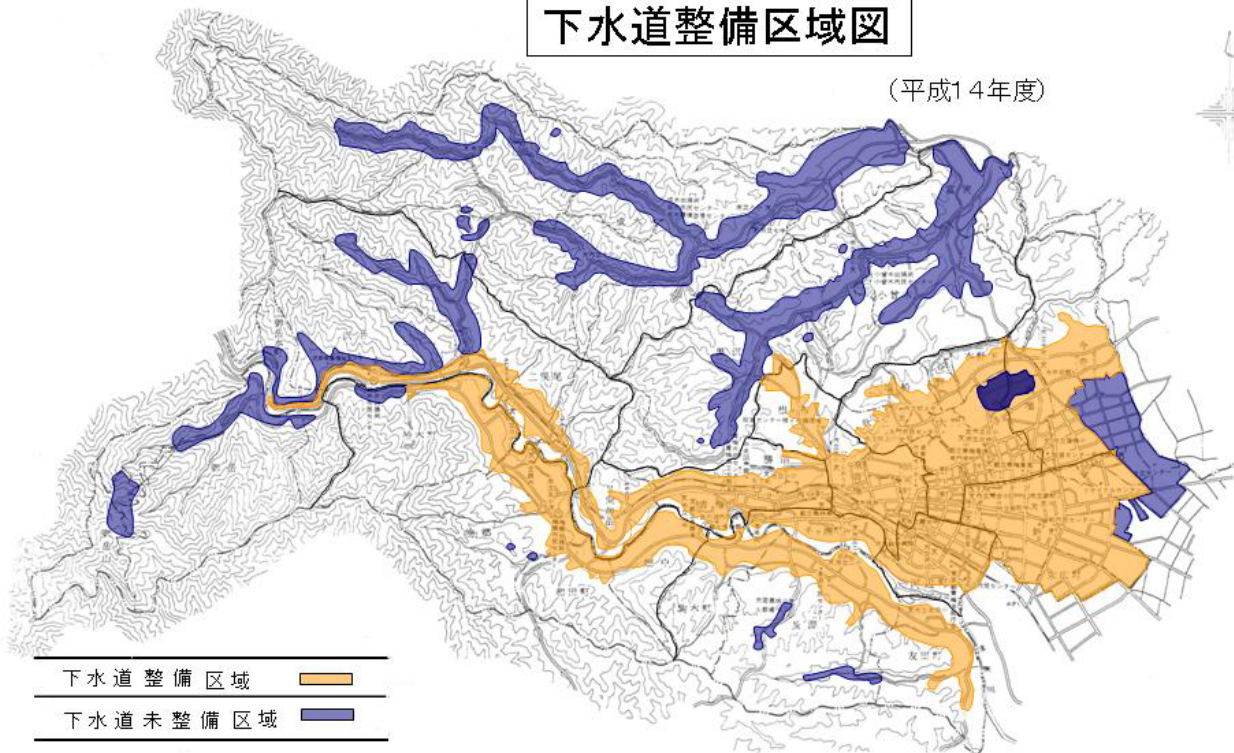
豪雨時における溢水浸水被害箇所防止のため雨水対策施設の整備を進めます。

### 事業計画

事業名	事業概要
下水道（汚水）整備	小曾木・成木事業区域、第3期事業区域の整備 第1期、2期事業区域内の未整備箇所の整備 中継ポンプ場の機械・電気設備の改修 流域下水道建設事業負担金
下水道（雨水）の整備	東部第一雨水幹線整備、中部幹線接続・末広第二幹線・枝線整備、多摩川上流流域下水道雨水幹線建設事業負担金
雨水浸透施設等助成制度	住宅の屋根雨水の地下浸透施設等設置費用の助成
雨水対策施設整備	溢水浸水被害箇所防止のための施設整備の調査（今井3丁目地区内）

### 下水道整備区域図

（平成14年度）



※この図における下水道整備区域とは、下水道事業認可区域のことです。

1:50,000

## 第7 環境衛生・環境美化

### 現況と課題

昭和39年に建設した火葬場は、老朽化が進んでいます。利用者の利便性、安全性を確保するため、火葬場の改築と平成10年に整備した斎場との地下連絡通路の整備が求められます。

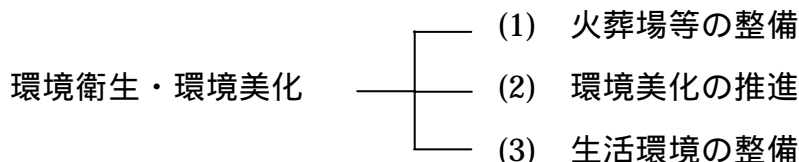
また、ごみの不法投棄対策として郵便局や新聞販売店等と協定を結び、監視体制の強化を図るとともに、不法投棄が目立つ場所を示す地図（モラルハザードマップ）を作成し、不法投棄の防止に取り組んでいます。環境美化については、各地区や団体、学校単位での環境美化活動のほかに、環境美化委員連合会などが中心となり、市内の清掃活動が行われています。不法投棄の削減に向けて、監視体制の強化とともに、市民の協力を得ながら、市内の環境美化に努める必要があります。

生活環境の整備では、清潔感のある公衆トイレの整備が求められます。

### 基本方針

快適な生活環境の確保に向けて、火葬場・斎場の整備・充実、不法投棄の防止や環境美化活動の促進、公衆トイレの整備を図ります。

### 施策体系



### 基本施策

#### (1) 火葬場等の整備

老朽化した火葬場について、近代的な機能を備えた施設として改築を進めます。また、併せて利便性の向上に向けて、火葬場と斎場を結ぶ地下連絡通路の整備を進めます。

墓地公園の通路、緩衝山林を整備し周辺環境や景観にふさわしい安全で安らぎのある維持管理を図ります。

利用者の利便性向上のため、駐車台数の増加に努めます。

#### (2) 環境美化の推進

警察や郵便局、新聞販売店、森林組合、タクシー会社などとの連携を図りながら、不法投棄の摘発と未然防止に努めます。

子どもの時からの環境教育の推進や各地区・団体などによる清掃ボランティア活動を促進するとともに、市民、事業者、観光客への啓発

に努め、ごみのポイ捨て防止やごみの持ち帰り運動の拡大を図ります。

(3) 生活環境の整備

計画的に公衆トイレの水洗化を進め、水洗化が困難な地域においては、バイオトイレの設置を進めます。

使用頻度の高い駅前トイレなどについては、事業者による清掃を維持し、その他のトイレについては、市民の協力を得ながら地域での管理を促進します。

公共下水道の整備と水洗化の促進により、し尿処理量は減少傾向にあります。公共下水道への接続を促進しながら、し尿と汚泥の運搬・処理体制の維持に努めます。

事業計画

事業名	事業概要
火葬場改築	火葬場の改築、斎場との地下連絡通路建設
不法投棄防止監視活動協定	郵便局・新聞販売店・森林組合・タクシー会社の協力を得た不法投棄防止
公衆トイレの更新整備	公衆トイレの水洗化・バイオ化

## 第8 ごみ処理・リサイクル

### 現況と課題

国では、循環型社会形成推進基本法を中心に、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法など、各種法律を制定し、循環型社会の実現に向けてごみの減量化・再利用・再資源化を進めています。

本市においては、平成10(1998)年からダストボックスの廃止と有料化による戸別収集を実施し、三多摩地域廃棄物広域処分組合では、平成17(2005)年度からエコセメント施設を稼働する予定で、ごみの減量化、再資源化に向けた取組を進めています。

しかし、市民1人当たりのごみ排出量は862g/日(平成13年)と増加傾向にあります。

再資源化に向けた取組に加えて、今後も、ごみの減量化や再利用の取組を強力に推進するとともに、西多摩衛生組合で焼却処理している可燃ごみの減量を図る必要があります。

### 基本方針

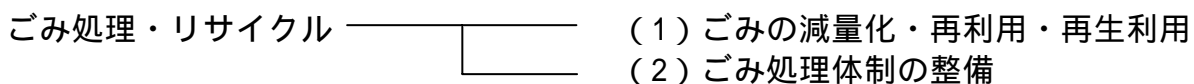
ごみの減量化(リデュース)、再利用(リユース)、資源の再生利用(リサイクル)の3Rに、ごみの発生源となるものの受入れを断る(リフューズ)を加えた4Rの取組を促進し、より経済的で有効な処理方法の検討を行い、循環型社会の実現を図ります。

### まちづくりの指標

指標名	現状(平成14年度)	目標(平成19年度)
1人1日当たりのごみの排出量	862g	760g

年間約5000トン以上のごみ減量となり、これにともない、環境に対する負荷が大幅に軽減されます。

### 施策体系



### 基本施策

#### (1) ごみの減量化・再利用・再生利用

学校、地域でのごみ減量・リサイクル・環境に関する講座や「広報おうめ」を活用して、市民のごみ問題への意識の向上に努め、環境に配慮した商品などを購入する消費者(グリーンコンシューマー)に向

けて、市民活動を促進します。

住宅や家具などの長期使用、使い捨て商品の使用削減、過剰包装の抑制と買い物袋の持参、期限切れ食品や調理くずなどの生ごみの排出抑制、水切りの徹底と生ごみ処理機による生ごみの堆肥化など、ごみの減量化を促進し、リユース・リサイクルと併せて、「市民一人1日100gのごみ削減」(チャレンジ100)を進めます。

フリーマーケットの開催など、不要品の再利用(リユース)を促進します。

ビン、缶、新聞、雑誌、段ボール、ペットボトル、トレイ、牛乳パックなどの資源ごみの分別収集と再生利用(リサイクル)を促進し、ごみの減量化を図ります。

家電リサイクル法にもとづき、事業者の収集体制の整備を促進するとともに、家電製品の廃棄方法について市民への周知を図ります。

廃棄物処理法などにもとづき、事業系ごみの適正な処理を促進します。

## (2) ごみ処理体制の整備

容器包装リサイクル法にもとづくプラスチック製容器類処理施設を設置するための法にもとづく調査を実施します。

リサイクルセンターのごみ処理施設の補修・保全については計画的な対応を図ります。

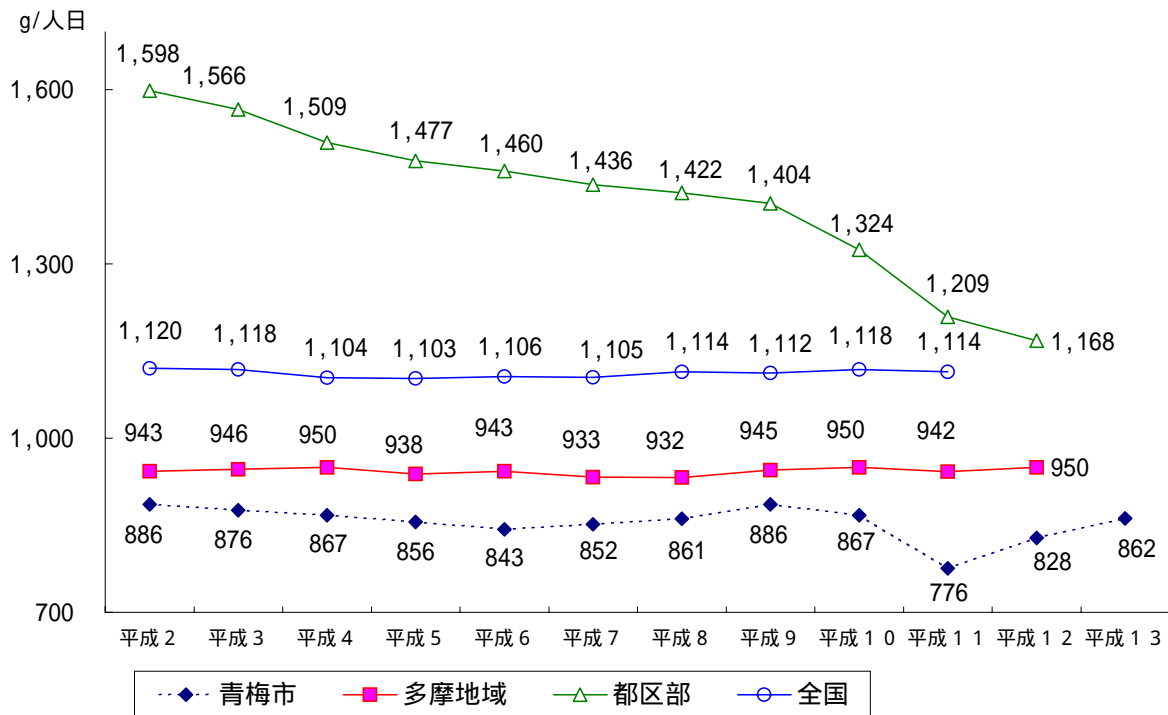
焼却残さの資源化を図るエコセメント化施設建設事業を推進します。



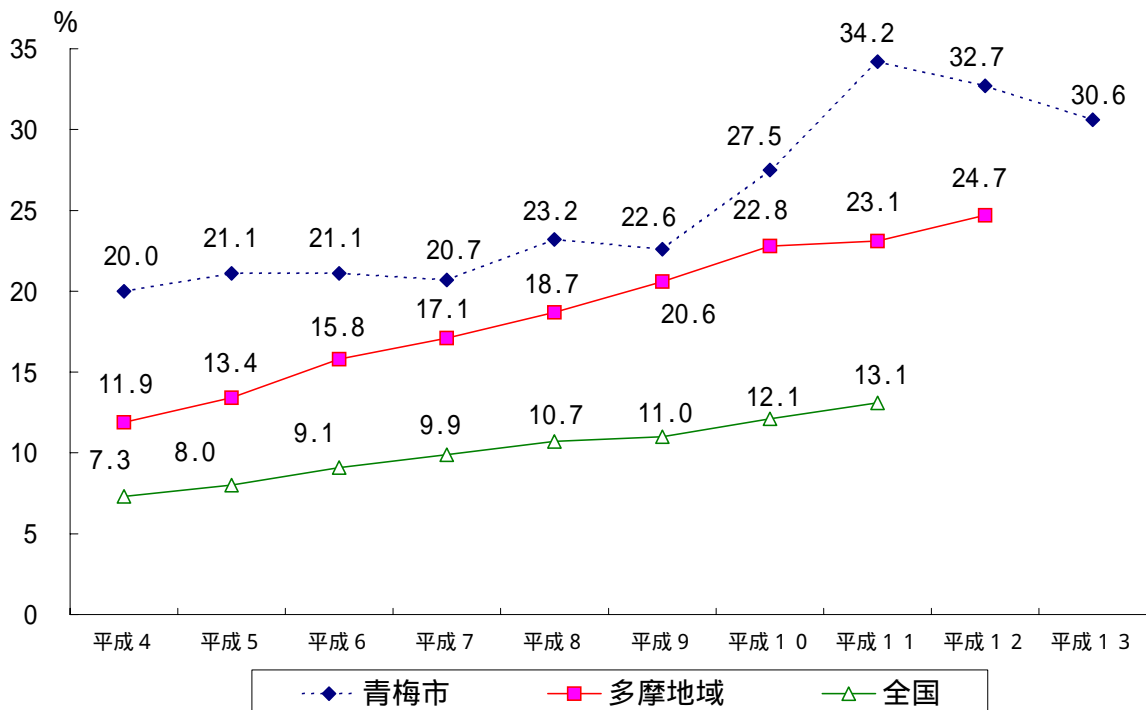
## 事業計画

事業名	事業概要
市民環境講座	学校・地域でのごみ減量・リサイクル・環境に関する講座
生ごみの堆肥化推進	事業所生ごみ処理施設設置指導 家庭生ごみ堆肥化ルートの研究
給食残飯資源化事業	給食センターでの生ごみ資源化推進
環境保全型農業推進事業	堆肥受入れ農家への補助
事業者への行政指導と要請	事業者・商店におけるごみの分別徹底・排出抑制・簡易包装推進
容器包装リサイクル法への対応	容器包装リサイクル法にもとづく収集体制の整備を進めるとともに、さらに経済的で有効な処理方法を検討する。
リサイクルセンターごみ処理施設の補修・保全	破砕機の更新など計画的に施設の補修・保全を進める。
ごみ収集車両更新	ごみ収集車両に低公害車を導入
東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金（多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業）	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内にエコセメント施設を建設

### 1人1日当たりの一般廃棄物の総排出量の推移



### 総資源化率の推移



注：総資源化率 = (資源ごみからの資源化量 + 集団回収量 + 収集後資源化量) ÷ (総ごみ量 + 集団回収量)

## 第9 環境保全

### 現況と課題

地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少など、地球規模で環境問題が大きな課題となっており、国では平成9(1997)年の地球温暖化防止京都会議を受け、翌10(1998)年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定しました。また、東京都では、平成13(2001)年4月に環境確保条例を施行し、従前の工場公害防止の取組に加え、自動車公害対策、地球温暖化対策などを位置付けました。

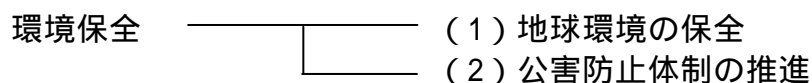
本市においては、平成14(2002)年に「環境基本条例」を制定し、環境保全等に関する基本理念を定め、さらにその実現に向けて「環境基本計画」を策定します。

地球環境の保全や公害問題の解消を図り、市民の快適な暮らしの確保を図ることが求められています。

### 基本方針

安全で潤いのある生活環境を将来にわたって守るために、資源・エネルギー浪費型のライフスタイルを見直し、温室効果ガス排出の削減など、地球環境への負荷の軽減を図るとともに、公害の監視測定、指導体制の整備に努めます。

### 施策体系



### 基本施策

#### (1) 地球環境の保全

「環境基本計画」と「環境行動指針」を策定し、それらを活用することで市民、事業者、行政が連携した環境保全活動を推進します。

「地球温暖化対策実行計画」を策定し、庁用自動車の低公害車化と使用の抑制、事務事業における省エネルギーの取組などにより、温室効果ガス排出抑制を推進します。

環境学習や環境調査などの実施と参加を促進し、市民の環境保全への意識の向上を図ります。

#### (2) 公害防止体制の推進

水質、大気、土壌などの汚染、騒音、振動、悪臭などの監視を行い、発生源に対しては、適正な管理や改善の指導を図ります。特に、採石

事業や工場などへの監視・指導体制を強化し、公害の未然防止に努めます。

環境ホルモン(ダイオキシン類などの内分泌かく乱化学物質)など、新しい環境問題に対して情報の収集と対策を進めます。

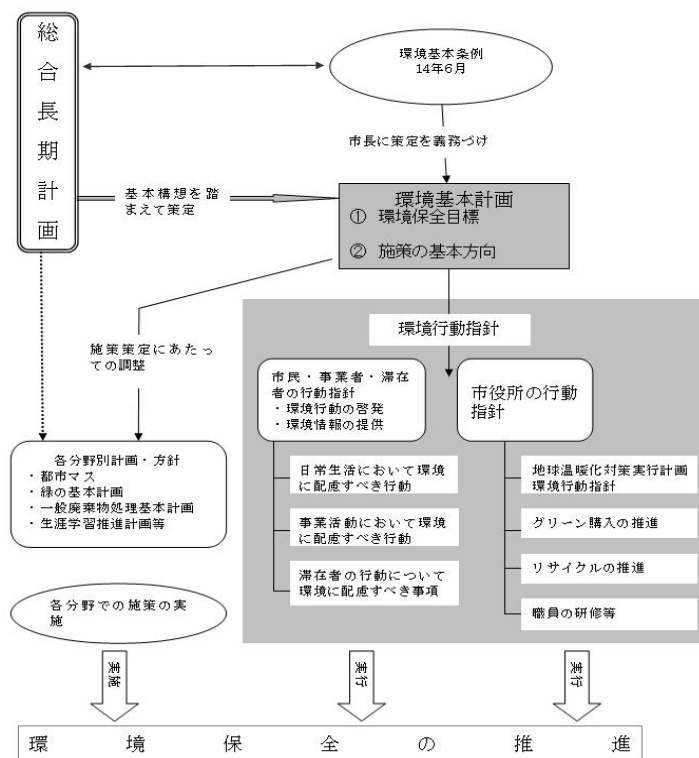
市全域の水洗化による水質保全、野焼きや不法投棄の防止、農薬や肥料の適正使用など、市民や事業者の環境保全の取組を促進します。

公害の広域化に対し、都や他市区町村との連携を図りながら環境保全対策を進めます。

## 事業計画

事業名	事業概要
環境基本計画策定	I S O 14001 の手法を取り入れて環境基本計画を策定し、環境保全を推進する。
地球温暖化対策実行計画策定	市役所の事務・事業全般の温暖化防止対策を推進する。
環境調査の実施公表	水質、大気、土壌などの環境調査を実施し公表する。
庁用自動車の低公害車化	ごみ収集車両、消防車両等庁用自動車更新に際して環境に配慮した低公害車を導入する。 第1章第2節「第8ごみ処理・リサイクル」、 第1章第3節「第1消防・防災」、 第4章第2節「第1道路網」、 第4章第5節「第2観光」を参照
市民環境講座	第1章第2節「第8ごみ処理・リサイクル」を参照

## 環境基本計画の体系



## 第3節 生活安全の確保

### 第1 消防・防災

#### 現況と課題

東京都に委託している常備消防は、1署2出張所（175人）体制で、非常備消防の消防団（8分団37部、710人）との連携を図りながら、火災・救急・災害に備えております。近年、都市化が進む東部で消防需要が増加していることに加え、消防署や出張所から遠隔地にあり、消防団の確保が困難な北部などへの対応が課題となっています。

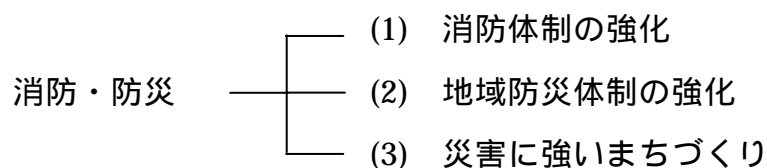
また、山地や丘陵部では、土石流危険渓流92か所、急傾斜地崩壊危険箇所17か所などが把握されています。さらに、「東京における直下地震の被害想定に関する報告書」によると、多摩直下の地震が発生した場合、本市では、全壊家屋417戸、半倒壊家屋1,143戸の被害が発生すると予想されています。

消防体制の強化、近代的設備や水利施設の整備、救急・救助体制の充実などが求められるとともに、地域防災体制の強化などが課題となっています。

#### 基本方針

市民が安全な生活を送れるよう、消防体制の強化、救急・救助体制の充実などを促進するとともに、地域防災計画にもとづく地域防災体制の強化、家庭における防災への備えの促進、建物の耐震性の強化など、災害に強いまちづくりを推進します。

#### 施策体系



#### 基本施策

##### (1) 消防体制の強化

常備消防や非常備消防体制の強化に向けて、消防設備の整備・充実を促進し、消防車両の更新を図ります。

防火水槽、消火栓など消防水利の計画的な整備を進めるとともに、普通河川を消防水利として活用します。

青梅消防署北部出張所や東部出張所の設置を東京都に働き掛けま

す。

消防団員の確保・育成に努めるとともに、訓練・指導、福利厚生  
の充実、招集システムの改善などを進めます。

## (2) 地域防災体制の強化

災害の発生を予防するとともに、突発型の大規模災害などによる被  
害を最小限にとどめるため、必要に応じ地域防災計画の見直しを行  
います。

防災訓練や広報活動、消防団の活動などを通じて、市民の防災・防  
火意識の高揚を図り、非常用食料や飲料水などの災害に対する個人の  
備えの充実を促進します。

倒壊家屋からの救助や初期消火、避難体制の整備などに向けて、自  
主防災組織の強化を図るとともに、事業所などの自衛防災体制の充実  
を促進します。

防災行政無線の更新や情報化時代にふさわしい防災情報システム  
の検討を行い、災害時の情報伝達体制の強化に努めるとともに、高  
齢者や障害者などの災害時の連絡や安否確認のために、近隣での見  
守り体制の確立などを促進します。

防災備蓄倉庫の食料・生活必需品の計画的な整備、安全で衛生的な  
避難所の確保と整備などを図ります。

## (3) 災害に強いまちづくり

造林推進事業により森林の保水力の向上を図り、土砂災害や水害の  
防止に努めます。

土砂災害から生命財産を守るために、土石流対策や急傾斜地崩壊対  
策など砂防事業の一層の推進を東京都砂防協会を通じて国や都に働  
き掛けます。

自然景観や生態系に配慮し、親水性を高めた工法などにより、河川  
やため池の計画的な改修を促進します。

下水道雨水幹線整備と雨水浸透施設等助成制度により、溢水の解消  
に努めます。

道路や水道施設の耐震性・防災性の強化、家具の固定や安全な部屋  
での就寝など、市民、事業者、行政が連携し、地震に強いまちづく  
りを進めます。

## 事業計画

事業名	事業概要
消防車両の更新	消防車両の更新と可搬式ポンプの更新
消防器具置場改修	年1か所改修
造林推進事業	第1章第1節「第1自然環境」を参照
河川改修	第1章第2節「第4河川等」を参照
下水道（雨水）整備	第1章第2節「第6下水道」を参照
雨水浸透施設等助成制度	第1章第2節「第6下水道」を参照
上水道管網整備	第1章第2節「第5上水道」を参照
下水道ポンプ場整備	第1章第2節「第6下水道」を参照

## 避難所・避難場所マップ



平成14年4月1日現在

## 第2 交通安全

### 現況と課題

市内で発生した交通人身事故は、年間900件前後で推移していましたが、平成11(1999)年に1,011件、12(2000)年に1,124件と大幅に増加した後、翌13(2001)年には976件に減少しています。なかでも、交通死亡事故は、四輪車と高齢者の事故、二輪車の単独事故が多く、毎年尊い生命が失われています。このような重大事故をはじめ交通人身事故を減少させるため青梅警察署や青梅交通安全協会と連携し、春・秋の交通安全運動や主に四輪運転者を対象とした交通安全講習会の実施のほか、交通公園を拠点にした交通安全教室の開催や各種交通安全キャンペーンなどを行っています。

また、放置自転車対策として特に青梅・東青梅・河辺・小作駅前に自転車等駐車を整備し、放置自転車の防止に努めています。

市内を通過する車両の増大、免許取得人口や車両保有台数の増加、高齢化などによる交通事故の増大を防ぐために、交通安全意識の高揚と交通安全知識の普及・啓発を図るとともに、安全な道路交通環境確保のため、道路の整備・改良、交通安全施設の整備、通学路の安全対策、放置自転車防止対策などを進める必要があります。

### 基本方針

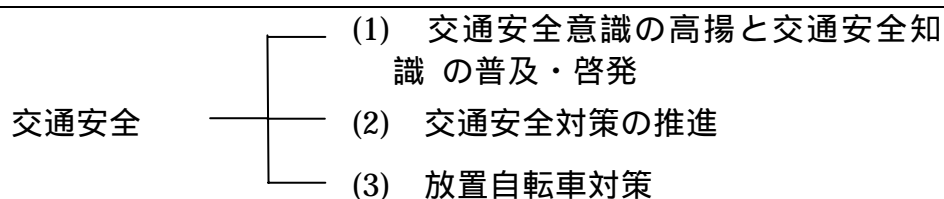
「交通事故の少ない街、交通死亡事故のない街」の実現に向けて、青梅警察署や青梅交通安全協会など関係機関・団体と連携し、交通安全意識の高揚と交通安全教育の充実、交通安全施設や歩道の整備、放置自転車防止対策などを推進します。

### まちづくりの指標

指標名	現状(平成13年度)	目標(平成19年度)
年間の死者数	6人	0人

国の交通安全基本計画において死傷者数を限りなくゼロに近づけることを目標としています。

### 施策体系





## 基本施策

### (1) 交通安全意識の高揚と交通安全知識の普及・啓発

春・秋の交通安全運動のほか、各種交通安全キャンペーンによる啓発活動などを通して、交通安全意識の高揚に努めます。

青梅警察署および青梅交通安全協会と連携し、運転者や歩行者に対する交通ルール順守の徹底、交通マナーの向上に向けて、交通安全教室や交通安全講習会を実施し幼児から高齢者まで一貫性のある交通安全教育を推進します。

子どもや高齢者の交通安全教育の拠点として、交通公園の適正な管理・運営に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、反射材の普及促進などにより、子どもや高齢者の交通事故防止に努めます。

### (2) 交通安全対策の推進

交通事故の減少に向けて、事故削減効果の高い、総合的・計画的な交通安全対策を推進します。

交通事故の発生箇所や原因の調査にもとづき、道路の改良、歩道、ガードレール、カーブミラー、標識など、道路と交通安全施設の重点的な整備を進めるとともに、路上駐車防止を促進します。

「広報おうめ」などの活用やパンフレットの各戸配布を実施し、交通災害共済制度への加入を促進します。

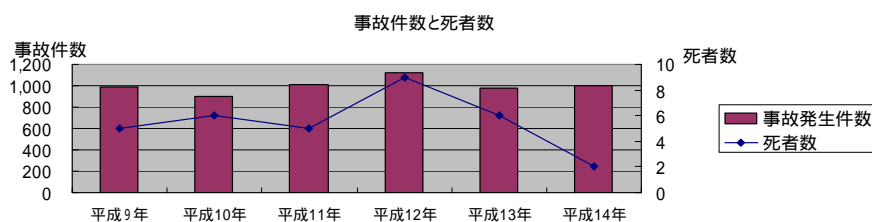
### (3) 放置自転車対策

駅前の放置自転車の防止に向けて、東青梅・小作駅前等の駐輪場(自転車等駐車場)の整備を図ります。

駅周辺の徒歩圏の市民に対し、自転車や原動機付自転車を利用した駅への通勤・通学を自粛するよう協力を要請します。

## 事業計画

事業名	事業概要
交通安全教育の充実	高齢者を対象とした交通安全教室の新設
交通安全推進体制整備	青梅警察署、青梅交通安全協会と効果的な推進体制の確立 シルバー指導員等の制度化の検討
交通公園整備	交通公園施設の整備、遊具の更新



### 第3 防犯

#### 現況と課題

交通網の発達、不況の長期化、社会的なストレスの増大、家族や地域での人間関係の希薄化などにより、わが国では、犯罪の凶悪化、国際化、ハイテク化が進んでいます。

平成13(2001)年に市内で発生した刑法犯は1,925件で近年増加傾向にあり、ピッキング<sup>(注)</sup>用具を使用しての侵入窃盗、ひったくり、顔の見えないハイテク犯罪などへの備えが必要です。青梅警察署や青梅防犯協会と連携を図りながら、防犯活動や街路灯の整備などを進めています。

家庭、学校、地域、警察の連携により、地域ぐるみの防犯体制を強化し、犯罪の未然防止に努める必要があります。

注)ピッキング：かぎ穴に特殊な工具を差し込んで施錠を解くこと。

#### 基本方針

犯罪のない明るい住みよいまちを目指して、関係機関と連携しながら地域ぐるみの防犯体制の強化を図ります。

#### 施策体系

防犯 ————— (1) 防犯体制の強化

#### 基本施策

##### (1) 防犯体制の強化

河辺駅北口、三ッ原地区、新町東部への交番設置を要請します。

街路灯を計画的に整備し防犯のための環境改善を図ります。

家庭、学校、地域、消防、警察などの相互協力により、防犯活動への市民の積極的な参加を促進し、空家の防犯・防災対策についても連携して対応し地域ぐるみの防犯体制の強化を図ります。

被害を受けやすい高齢者などを守るために、訪問や電話連絡などによる近況確認などを促進するとともに、啓発活動を強化します。

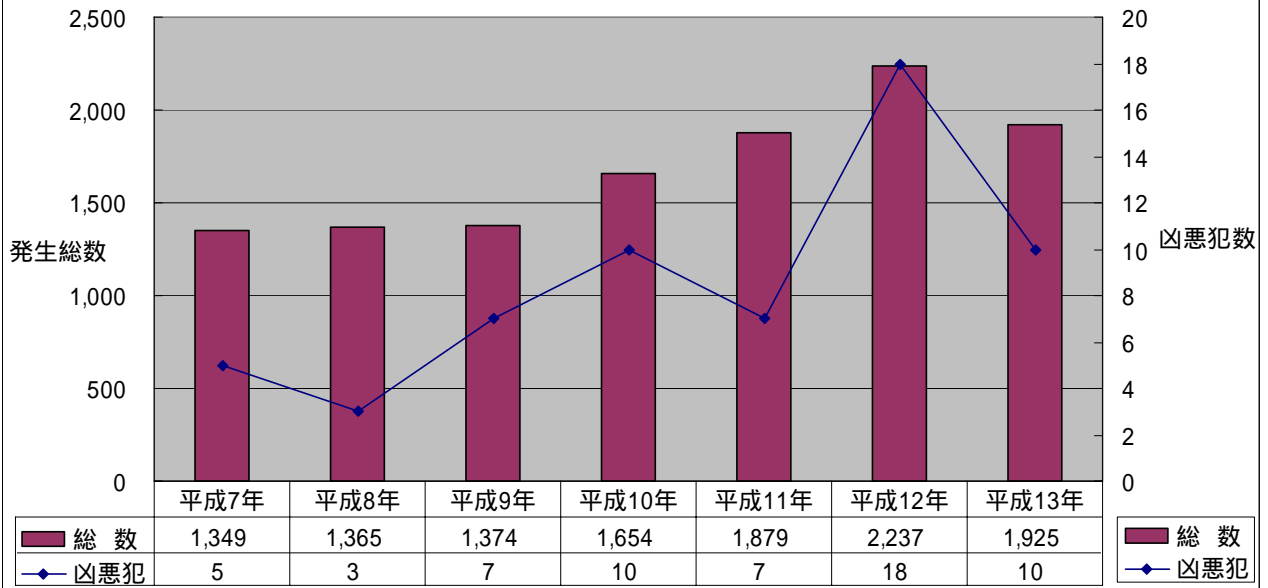
「広報おうめ」やホームページなどを活用した情報提供を図り、犯罪の防止と市民の防犯意識の高揚に努めます。

家庭、学校、PTAなどが連携し、警察、関係機関、団体などの協力を得ながら、青少年の犯罪や非行、薬物乱用の防止などに努めます。

#### 事業計画

事業名	事業概要
街路灯整備事業	犯罪のない明るい地域づくりを進めるため街路灯の整備を行う。

### 犯罪発生件数



## 第4 消費生活

### 現況と課題

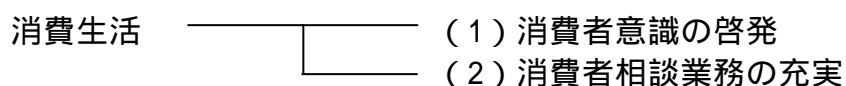
食品の安全性の問題、通信販売・訪問販売などの拡大、インターネット商取引の増加、消費者金融の興隆、消費者契約法の制定など消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況変化に対応し、市民が消費者被害を受けることのないよう、消費者意識の高揚を図るとともに、消費者相談、情報提供、被害者保護体制の充実などが求められます。

### 基本方針

市民が安心して消費生活ができるよう、消費者意識の啓発や消費者活動の促進などを行うとともに、消費者保護の体制強化を図ります。

### 施策体系



### 基本施策

#### (1) 消費者意識の啓発

商品の安全性や様々な消費者トラブルなどについて、具体的な被害事例や予防策などの情報提供に努めます。また、食品の安全性についての知識や情報提供の充実に努めます。

パンフレット、「広報おうめ」、ホームページ、生涯学習の場などを活用して消費生活や省資源・省エネルギーなどについての意識啓発に努めます。

#### (2) 消費者相談業務の充実

相談件数の増加や相談内容の多様化などに対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

### 事業計画

事業名	事業概要
消費者相談室ホームページ開設	消費者相談室ホームページを作成し公開する。

